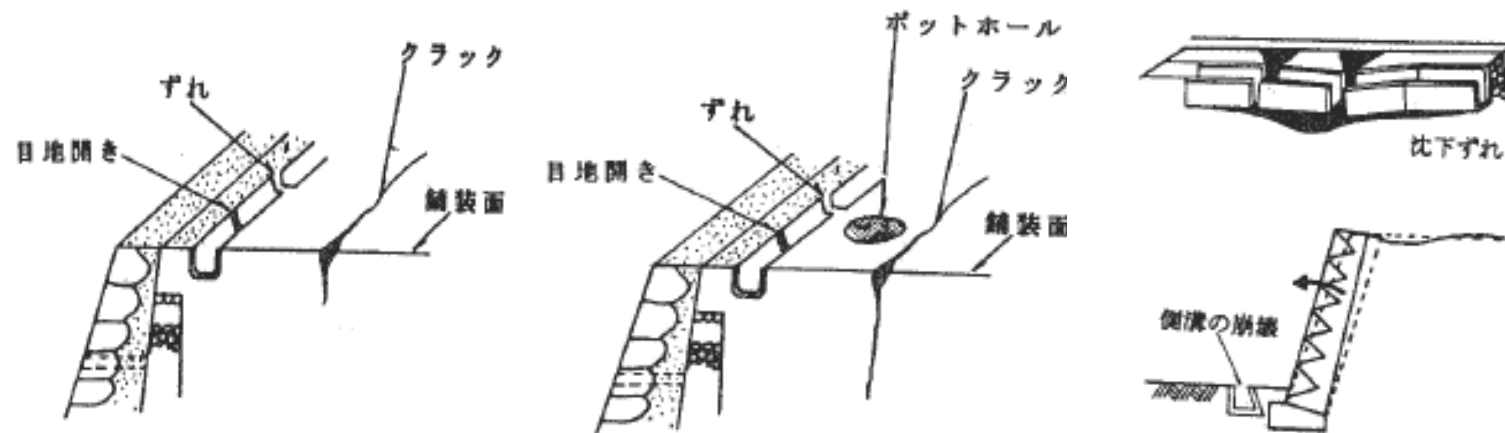


9.基礎及び基礎地盤の被害



10 排水施設の変状



11. 擁壁背面の水道管の破裂



＞破裂して水が 流出している

擁壁被害の判定(無被害)

手引き-2 1

被害の判定値 ※基礎点に変状点の最大値を加えた点数 ※無被害の場合は基礎・被害点の記載無し	基礎点 — 被害点 — 0 = 点	☆被害程度の点数と危険度判定☆ 無被害 0 点(防災上問題無し) 小被害：1～4.5 点未満(当面は防災上問題無し) 中被害：4.5 点～8.5 点未満 (制限付き立入、進行していれば避難) 大被害：8.5 点～(危険、要避難、立入禁止)
危険度判定	☐大 ☐中 ☐小 ☒無	
所見記入者の意見 ※無被害の場合は記載無し	緊急 拡大の見込み	☐大 ☐中 ☐小 (人命・財産・交通の3点を判定基準とする) ☐有 ☐無 ☐判断不可(備考：)

擁壁被害の判定

手引き-23

被害の判定値 ※基礎点に変状点の最大値を加えた点数 ※無被害の場合は基礎・変状点の記載無し		基礎点 + 変状点 0.4 + 8.0 = 8.4 点	☆被害程度の点数と危険度判定☆ 無被害： 0 点(防災上問題無し) 小被害： 1～4.5 点未満 (当面は防災上問題無し) 中被害 ： 4.5 点～8.5 点未満 (制限付き立入、進行していれば避難) 大被害： 8.5 点～(危険、要避難、立入禁止)
		危険度判定 ☐ 大 ☒ 中 ☐ 小 ☐ 無	
所見記入者の意見 ※無被害の場合は記載無し	緊急	☒ 大 ☐ 中 ☐ 小	(人命・財産・交通の3点を判定基準とする。)
	拡大の見込み	☒ 有 ☐ 無 ☐ 判断不可	(備考：)

「被害程度の判定値」より判定する

所見(記入者の意見):緊急度

手引き-3

※ 無被害の場合は記載しなくてよい。

大→すぐに措置しなければならない。

明らかに交通が困難な状況で家屋等個人の財産が崩壊しており、そのまま放っておくと構造物や人命に危険が及びそうな二次的災害が起こり得るもの。

中→ある程度の日数は放置しておくことができる。

やや交通が困難で、家屋等個人の財産に被害が見受けられ、長期間放っておくには危険すぎると思われるもの。

小→ある程度の期間は放置しておくことができる。

交通はさほど困難ではなく、家屋等にもあまり被害は見受けられない。
構造物や人命に対して危険ではないもの。

所見(記入者の意見):拡大の見込み

手引き-3

- 「**拡大の見込み**」の有無の判断は、危険度の評価、緊急度及び現場の状況等を総合的に勘案して該当するものをチェックする。
- ここに示す「**拡大の見込み**」は、被害そのものが今後どのようなようになるのか、収束するのか、拡大するのかを考慮し、拡大をする場合の「**拡大の見込み**」として判定士が記入するものである。
- 判定士が記入する拡大の見込みの「有・無・判断不可」については、危険度の評価、緊急度、現場の状況、今後の天候の見込み、余震の継続、被害箇所周辺の施設など、総合的に勘案し「評価」する。

特記事項の記入

手引き-26

	陥没の深さ: 約30cm 陥没 3m x 2m x 0.3m = 1.8m³ キレツ 3箇所
被災写真の有無	☐ 無 ☒ 有 → 写真番号 [B-2 ①~③]
特記事項	キレツや陥没の被害自体は大きいが居住者のいない学校なので、避難するほど危険ではない。

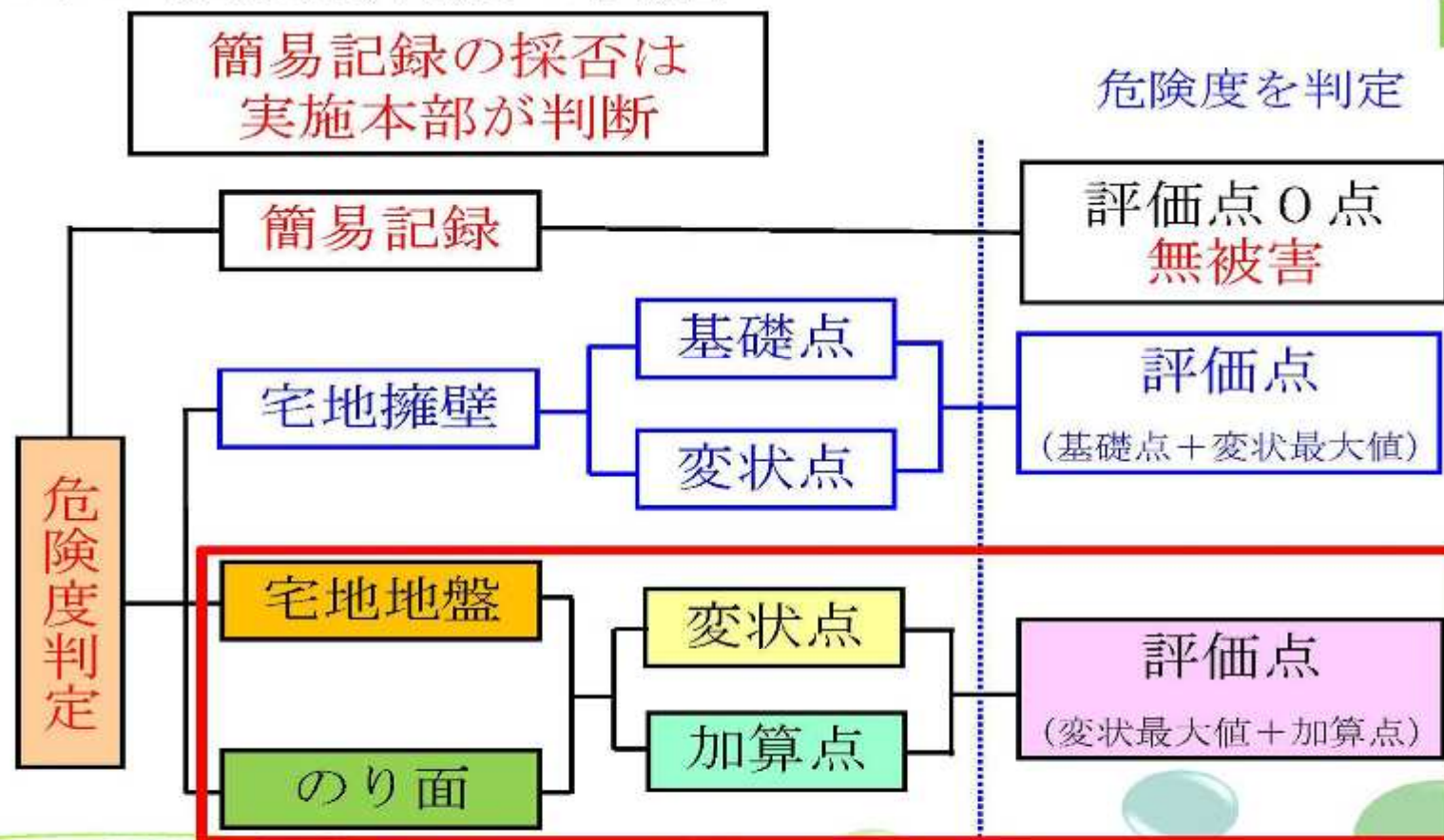
PartIV 宅地地盤・のり面調査票



H16新潟県中越地震の被害

3. 1 危険度判定の実施

判定マ－1.3



宅地地盤の危険度評価

(1)宅地地盤の調査・判定の手順

判定マ－４０

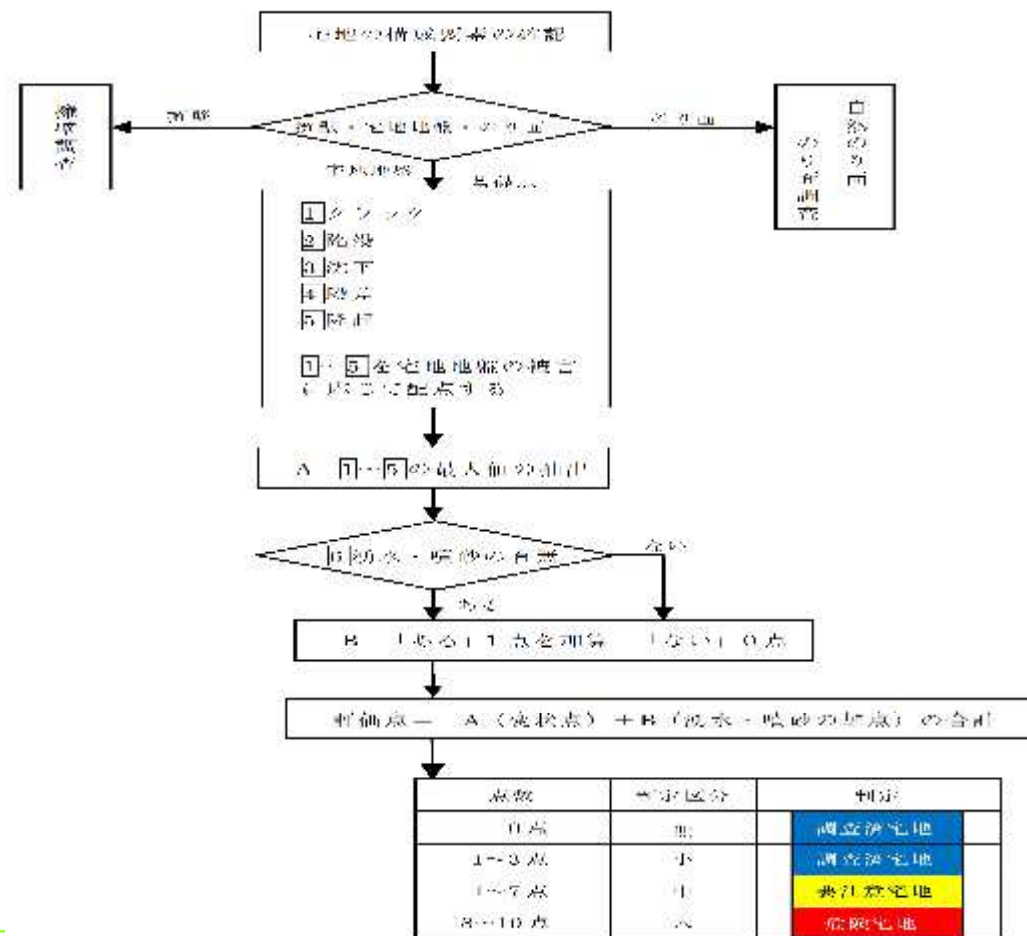


図3-6 宅地地盤の危険度判定のフロー

(3) 変状項目

1) 宅地地盤のクラック

判定マ－43

変状の程度「大・中・小」の概要説明と配点							
項目		小		中		大	
クラック	クラック(幅)	3cm未満	1	3～15cm未満又は複数	3	15cm以上又は全面	5
							
							

(3) 変状項目

2) 宅地地盤の陥没

判定マ－44

変状の程度「大・中・小」の概要説明と配点							
項目		小		中		大	
宅地陥没	陥没(深さ)	20cm未満	2	20～50cm未満	4	50cm以上	6
							

(3) 変状項目 3)宅地地盤の沈下

判定マ－45

変状の程度「大・中・小」の概要説明と配点							
項目		小		中		大	
宅地沈下	沈下 (沈下量)	10cm未満	2	10～25cm未満	4	25cm以上	7
							
							

(3) 変状項目 3)宅地地盤の段差

判定マ－46

変状の程度「大・中・小」の概要説明と配点							
項目		小		中		大	
宅地段差	段差(段差量)	20cm未満	3	20～50cm未満	5	50cm以上	8
							

(3) 変状項目

5) 宅地地盤の隆起

判定マ－47

変状の程度「大・中・小」の概要説明と配点							
項目		小		中		大	
宅地隆起	隆起(隆起量・規模)	20cm未満	7	20～50cm未満	8	50cm以上	9
							

(3) 変状項目

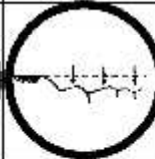
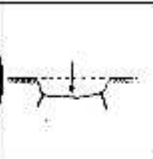
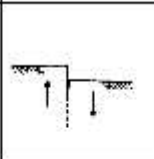
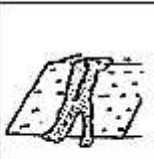
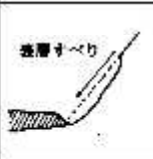
6) 宅地地盤の湧水・噴砂

判定マ－48

変状の程度「大・中・小」の概要説明と配点	
湧水・噴砂	湧水・噴砂があるところの「最大値」の点数に「1点」加える
	 (a) 液状化の被害 (b) 地震により湧水が出た箇所

被災状況図の記入例

手引き-26

＜被災状況図＞					応急措置 ☐ 済 ☐ 未了					
宅地・地盤					のり面・自然斜面					
1. クラック	2. 陥没	3. 沈下	4. 段差	5. 隆起	1. クラック	2-1. ハミ	2-2. 盤ぶくれ	3. ガレ-浸食	4-1. 滑落	4-2. 崩壊
										
5. のり面保護工変状					6. 排水施設の変状					
										

被災状況図の記入

手引き-26

約80m 学校 道路 軽微なキレツ 陥没 H=5.0m 道路 すべりを起こす危険性有 宅盤キレツ箇所 キレツは大きなもので、W=10m L=10m 陥没の深さ: 約30cm 陥没 3m x 2m x 0.3m = 1.8m³ キレツ 3箇所	〔断面図〕
被災写真の有無 ☐ 無 ☒ 有 有一写真番号 B-2 ①~④	1
特記事項	キレツや陥没の被害自体は大きいが居住者のいない学校なので、避難するほど危険ではない。

宅地地盤の変状形態と変状点

手引き-27

変状形態と配点表						
宅 地 地 盤	変形状態のチェック(複数可)	小		中		大
	1 クラック(幅)	3 cm未満	1	3~15cm 未満又は 複数	3	15cm 以上又は全面
	2 陥没(深さ)	20 cm未満	2	20~50 cm未満	4	50 cm以上
	3 沈下(沈下量)	10 cm未満	2	10~25 cm未満	4	25 cm以上
	4 段差(段差量)	20 cm未満	3	20~50 cm未満	5	50 cm以上
	5 隆起(隆起量)	20 cm未満	7	20~50 cm未満	8	50 cm以上
	6 湧水、噴砂	□無 ☒ 有→+1 点(上の点数に1点加える)				

(5) 宅地地盤に伴う被害の判定

被害の判定値 ※構造点に変状点の最大値を加えた点数 ※無被害の場合は基礎・被害点の記載無し		5 点	☆被害程度の点数と危険度判定☆ 無被害： 0 点(防災上問題無し) 小被害： 1～3 点(当面は防災上問題無し) 中被害 ： 4～7 点(制限付き立入。進行していれば避難) 大被害： 8～10 点(危険、要避難、立入禁止)
危険度判定		☐ 大 ☒ 中 ☐ 小 ☐ 無	
所見記入者の意見 ※無被害の場合は記載無し	緊急度	☐ 大 ☒ 中 ☐ 小	(人命・財産・交通の3点を判断基準とする。)
	拡大の見込	☒ 有 ☐ 無 ☐ 判断不可	(備考：)

手引き-27

点 数	判定 区分	判 定	
0	無	防災上の問題はないと考えられる	調査済宅地
1～3点	小	変状は見られるが当面は防災上の問題はない	調査済宅地
4～7点	中	変状が著しく、当該住宅に立ち入る場合は、時間、 人数を制限するなど十分注意する。また、変状が 進行していれば避難も必要	要注意宅地
8～10点	大	変状等が特に顕著で危険である。避難立入禁止 措置が必要	危険宅地

判定マ－50

特記事項の記入

手引き-26

	陥没の深さ: 約30cm 陥没 3m×2m×0.3m=1.8m³ キレツ 3箇所
[平面図]	[断面図]
被災写真の有無	☐ 無 ☒ 有 → 写真番号 [B-2 ①~⑤]
特記事項	キレツや陥没の被害自体は大きいが居住者のいない学校なので、避難するほど危険ではない。

宅地地盤に関する被害



- 1. 地盤の沈下
- 2. 地盤のクラック
- 3. 地盤の陥没

宅地地盤に関する被害



4. 地盤の液状化



5. 地盤の隆起



6. 段差

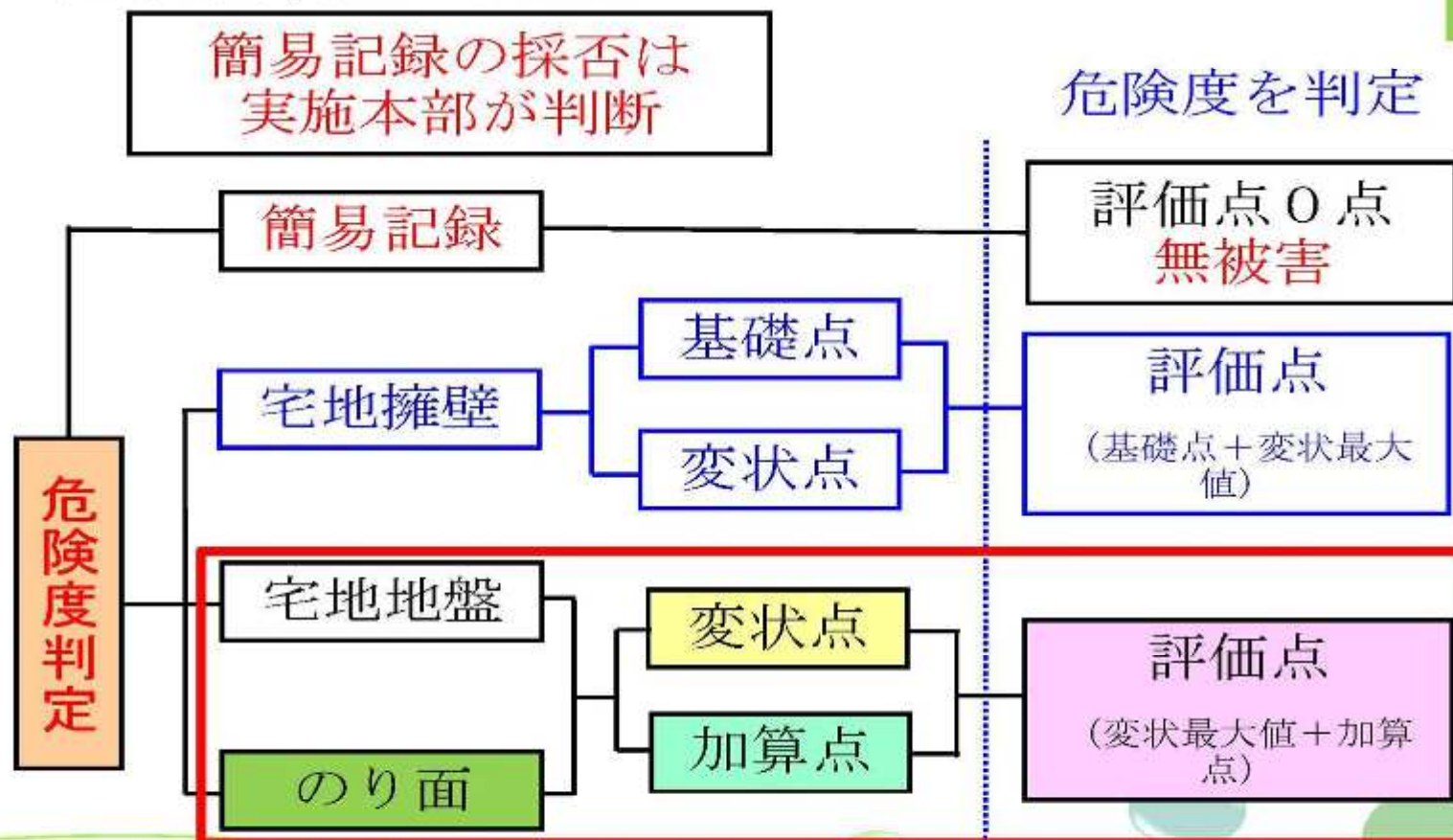
3. 4 宅地のり面等の危険度判定



2011年東日本大震災での福島市
あさひ台の被害

危険度判定の実施フロー

判定マー13



(1) 宅地のり面・自然のり面調査・判定の手順(上)

判定マー52

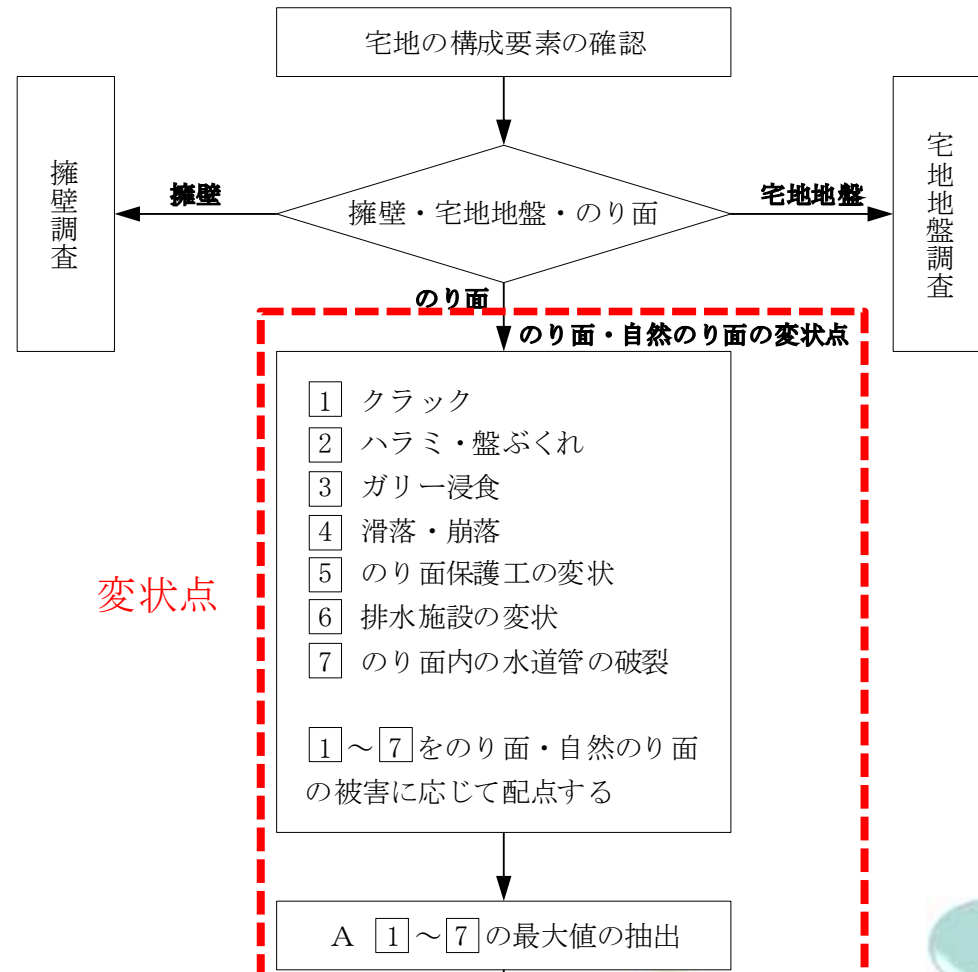


図3-9 宅地のり面・自然のり面の危険度判定のフロー

(1) 宅地のり面・自然のり面調査・判定の手順(下)

判定マー52

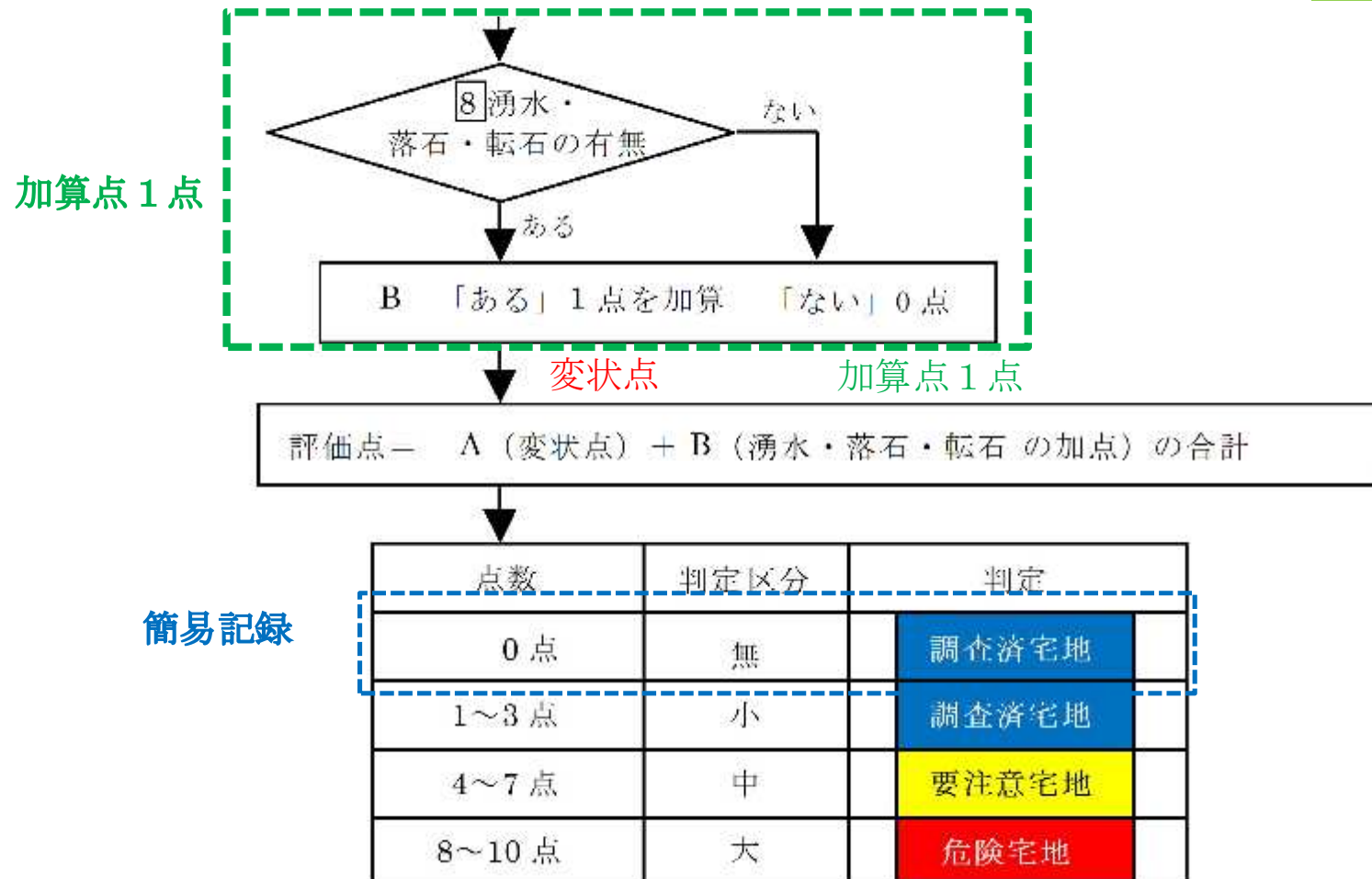


図3-9 宅地のり面・自然のり面の危険度判定のフロー

(2)宅地のり面の基礎的条件

判定マー53

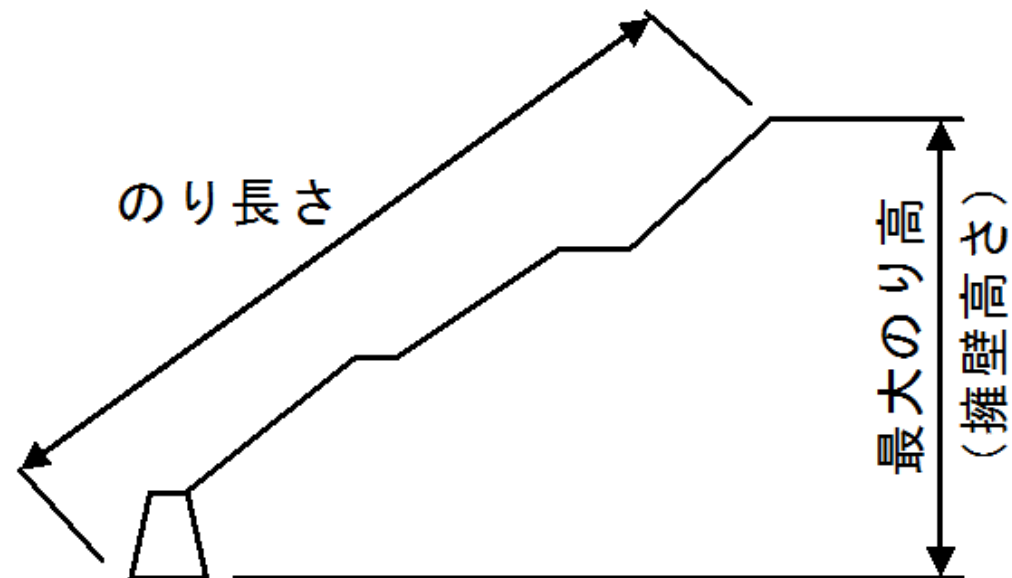


図3-11 宅地のり面高さ・長さ

(3) 変状項目 1)のり面のクラック

判定マ－54

項目／程度	小	中	大
クラック (幅)	3cm未満又は単数	3～15cm又は複数	15cm以上又は全面
	1	2	3



(3) 変状項目

2)のり面のハラミ・盤ぶくれ

判定マ－55

項目／程度	小	中	大
ハラミ・ 盤ぶくれ	10cm未満又は 1宅地ごとの のり面等面積 に対し10%未満	10～30cm未満又は 1宅地ごとの のり面等面積 に対し10～50%	30cm以上又は 1宅地ごとの のり面等に対し50% 以上
	3	4	5



(3) 変状項目
3)ガリー浸食

判定マー56

項目／程度	小	中	大
ガリー浸食	クラックなどが誘因となって雨滴による浸食が現れはじめた段階	のり面の表土が雨裂に陥没するなど放置していると被害が広がるおそれのあるもの	洞穴状や滝壺状にガリーが進展して家屋の基礎やのり面等の下側に被害を及ぼすような状態
	6	7	8



深い場合



全面的に生じている場合

変状項目 3)ガリー浸食

判定マ－56



(3) 変状項目:4)滑落・崩落

判定マー57

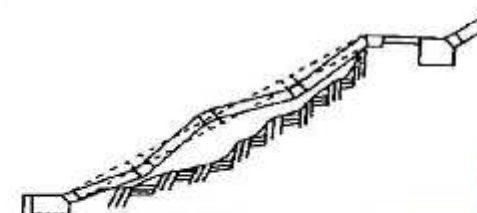
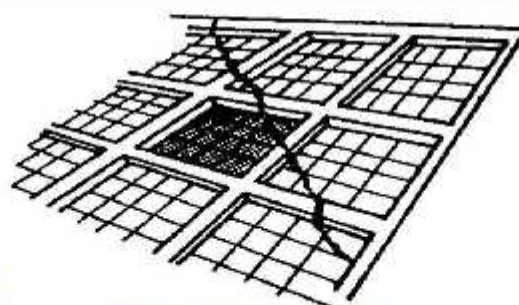
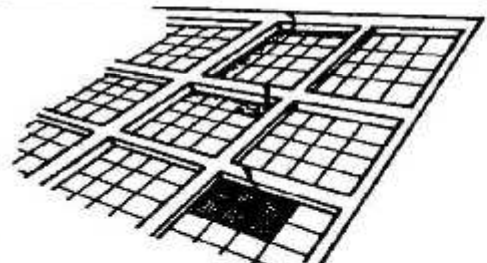
項目／程度	小	中	大
滑落・崩落	部分的な表層すべり、又はのり面上部の小崩壊	表層すべりが進んでえぐり取られたような状態放置すると拡大するおそれのあるもの、又はのり面中部までの崩壊	全面的なすべり崩壊で、さらに拡大のおそれがあるもの、又はのり面底部を含む全崩壊
	7	8	9



(3) 変状項目 5) 滑落・崩落

判定マー62

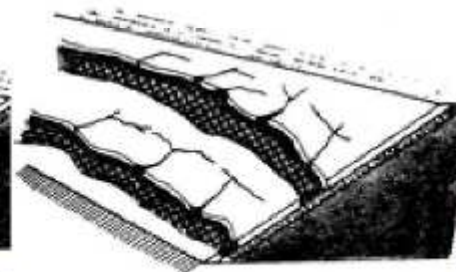
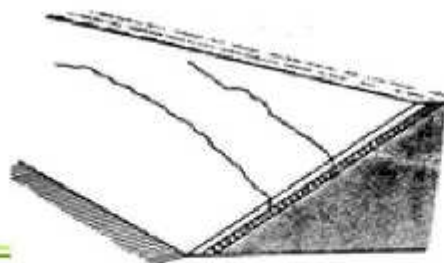
項目／程度	小	中	大
のり面保護工 (のり枠工)	のり枠の間詰め陥没。コンクリート吹付工にわずかにテンションクラックが見られるが吹付工のずれは認められない程度	のり枠の部分的な破損。又コンクリート吹付工のクラック部分で陥没・ずれが見受けられる	のり枠の浮上り破壊。コンクリート吹付工のラス金鋼が露出し、コンクリート吹付面にも破損が見受けられる
	7	8	9



(3) 変状項目：5)のり面保護工

判定マー62

項目／程度	小	中	大
のり面保護工 (コンクリート吹付工)	のり枠の間詰め陥没。コンクリート吹付工にわずかにテンションクラックが見られるが吹付工のずれは認められない程度	のり枠の部分的な破損。又コンクリート吹付工のクラック部分で陥没・ずれが見受けられる	のり枠の浮上り破壊。コンクリート吹付工のラス金鋼が露出し、コンクリート吹付面にも破損が見受けられる
	7	8	9



(3) 変状項目：5)のり面保護工

判定マー58

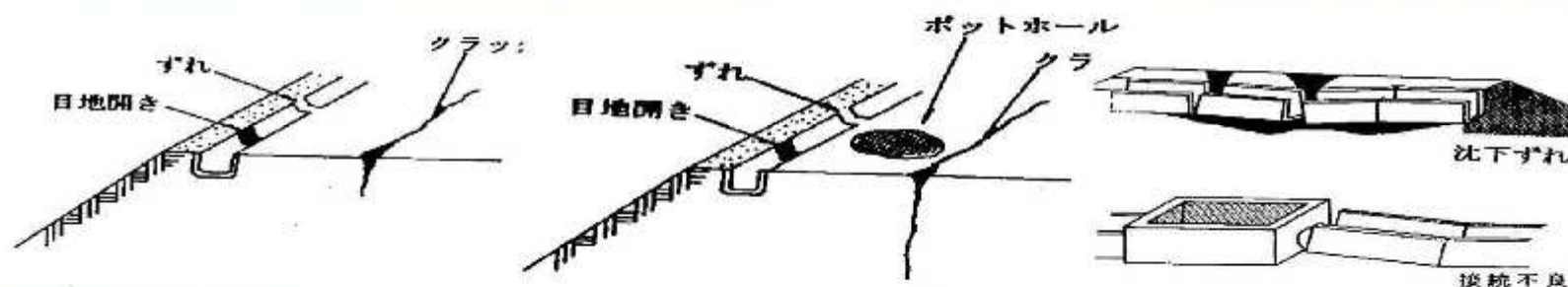


(3) 変状項目

6)排水施設の変状

判定マ-59

項目／程度	小	中	大
排水施設 の変状	天端排水溝にずれ、欠損がある又は、天端背面、舗装面にクラックが見られる	左に加え、のり面のクラック、又は目地からの湧水がある	排水溝が破断沈下するなど、排水機能が失われている
	3	5	7



(3) 変状項目
6)排水施設の変状

判定マー59



(3) 変状項目

7) 水道管破裂/湧水・落石・転石

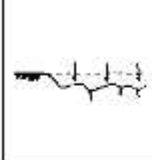
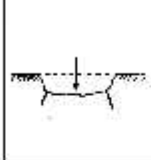
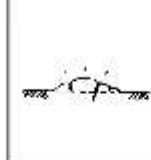
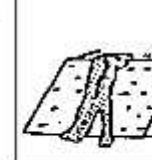
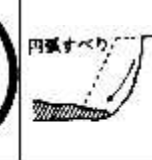
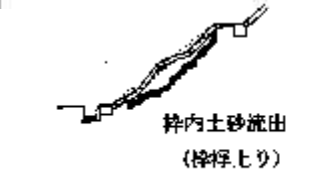
判定マ—59

項目／程度	小	中	大
のり面内の水道管等の破裂	破裂して水が流出している		
	8		
湧水・落石 転石	湧水・落石・転石の有無を確認する		
	大中小ではなく有無を確認し、1点数を加算		



のり面・自然斜面の被災状況図の記入例

手引きー30

＜被災状況図＞					応急措置 ☐ 済 ☐ 未了					
宅地地盤					のり面・自然斜面					
1.クラック	2.陥没	3.沈下	4.段差	5.隆起	1.クラック	2-1.ハラミ	2-2.盤ぶくれ	3.ガリ浸食	4-1.滑落	4-2.崩壊
										
5. のり面保護工変状					6. 排水施設の変状					
										

被災状況図の記入

手引きー30

被災写真の有無	☐ 無 ☒ 有 → 写真番号 [D-2 (①~⑥)]	]
特記事項	それほど大きな表層すべりではないが、前方に民家があり斜面にもキレツがあって二次災害のおそれもあるので避難が必要であろう。	

手引き—31

115

のり面・自然斜面の基礎的条件

手引きー7

■ のり高

のり面高さの記入(既存資料や実測による)
→ 不可能な場合は目測による

■ のり面勾配

既存資料又は現地測定により、のり面勾配を記入する。

■ のり長さ

のり面の長さを記入する

■ オーバーハング

自然斜面の場合、オーバーハングの有無をチェックする。

のり面・自然斜面の変状形態と変状点

手引きー31

のり面・自然斜面	変形状態のチェック(複数可)		小		中		大	
	1 クラック(幅)	3 cm未満又は単数	1	3～15 cm未満又は複 数	2	15 cm以上又は全面	3	
	2 ハラミ(隆起量)	10 cm未満	3	10～30 cm未満	4	30 cm以上	5	
	3 ガリー浸食	クラックなどが誘因 となって雨滴による 浸食が現れはじめた 段階。	6	のり面の表土が雨裂 に陥没するなど放置 していると被害が広 がるおそれのあるも の。	7	洞穴状や壺状にガ リーが進展して家屋 の基礎やのり面等の 下側に被害を及ぼす ような状態。	8	
	4 滑落・崩壊	部分的な表層すべ り、又はのり面上部 の小崩壊。	7	表層すべりが進んで えぐり取られたよう な状態。放置すると 拡大するおそれのあ るもの、又はのり面 中部までの崩壊。	8	全面的なすべり崩壊 で、さらに拡大のお それがあるもの、又 はのり面底部を含む 全崩壊。	9	
	5 のり面保護工の変状 (植生工は除く)	例えば、のり枠の間 詰め陥没。又はコン クリート吹付工にわ ずかにテンションク ラックが見られるが 吹付工のずれは認め られない程度。	7	例えば、のり枠の部 分的な破損。又はコ ンクリート吹付工の クラック部分で陥 没・ずれが見受けら れる。	8	例えば、のり枠の浮 上り破壊。又はコン クリート吹付工のラ ス金網が露出し、コ ンクリート吹付面にも 破損が見受けられ る。	9	
	6 排水施設の変状	天端排水溝にずれ、 欠損がある。又は、天 端背面、舗装面にク ラックが見られる。	3	左に加え、のり面の クラック、又は日地 からの湧水がある。	5	排水溝が破断沈下す るなど、排水機能が 失われている。	7	
	7 のり面内の水道管等の破裂	破裂して水が流出している。					8	
	8 湧水、落石・転石	☑無 ☐有→1点(上の点数に1点加える)						

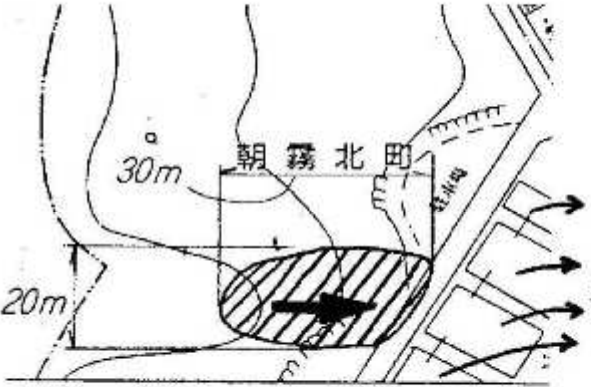
のり面・自然斜面被害の判定

手引きー31

被害の判定値 ※基礎点に変位点の最大値を加えた点数 ※無被害の場合は基礎・被害点の両方無し		8 点	☆被害程度の点数と危険度判定☆ 無被害： 0 点(防災上問題無し) 小被害： 1～3 点(当面は防災上問題無し) 中被害： 4～7 点(制限付き立入。進行していれば避難) 大被害： 8～10 点(危険、要避難、立入禁止)
危険度判定		☒ 大 ☐ 中 ☐ 小 ☐ 無	
所見記入者の意見 ※無被害の場合は所見無し	緊急度	☒ 大 ☐ 中 ☐ 小	(人命・財産・交通の3点を判断基準とする。)
	拡大の見込	☒ 有 ☐ 無 ☐ 判断不可	(備考：)

被災状況図の記入

手引きー30

 「平面図」	「断面図」
被災写真の有無	☐ 無 ☒ 有 → 写真番号 [D-2 ①～⑥]
特 記 事 項	それほど大きな表層すべりではないが、前方に民家があり斜面にもキレツがあって二次災害のおそれもあるので避難が必要であろう。

複合被害の場合

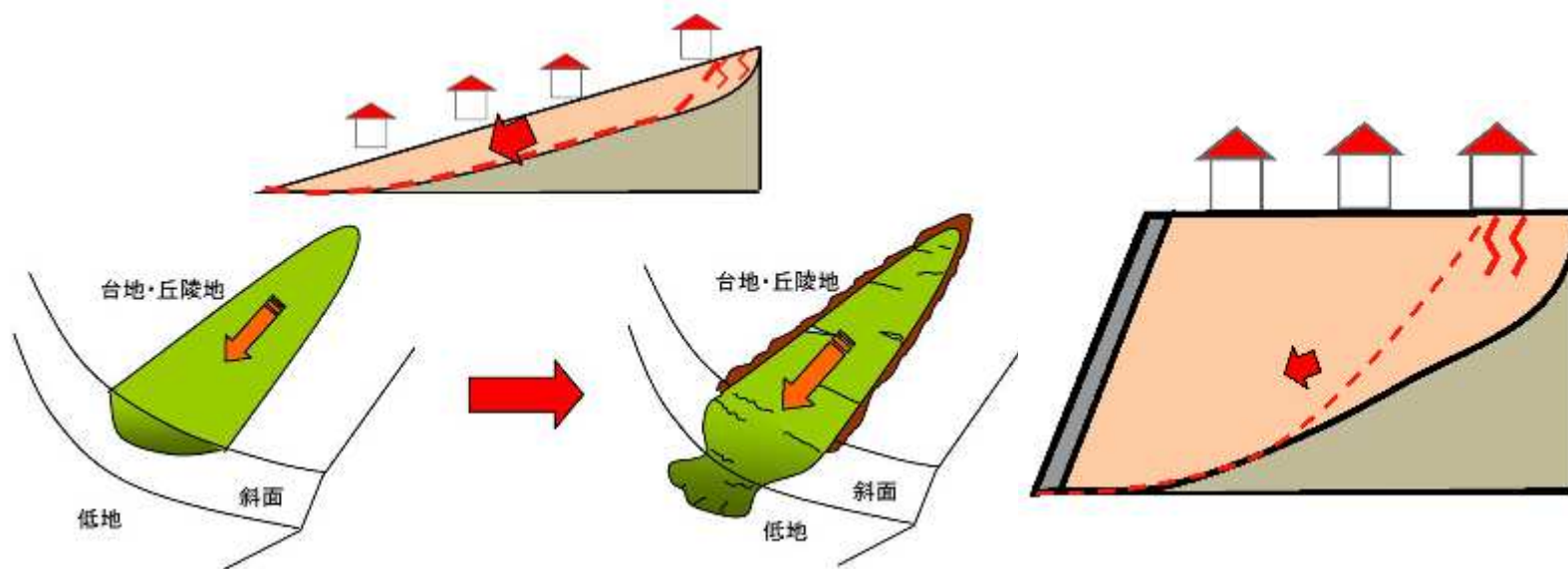
手引きー5

- 擁壁・宅地地盤、擁壁・のり面等の複合被害がある場合は、(様式ー1)と(様式ー2)の両方の帳票を用いて判定を行う。
- ただし、(様式ー1)と(様式ー2)のうち共通する部分(例えば「被災状況図」など)と擁壁の危険度判定については(様式ー1)に記入し、のり面の危険度判定については、(様式ー2)に記入するものとする。

大規模盛土滑動崩落

手引き－4

宅地地盤全体に被害が及んでいる場合は、地滑りや地盤の側方流動などが考えられる。このような場合は、調査票に被害が分かる代表断面図等記録し、状況に応じて地滑り、地盤工学等の専門家に支援を受けるべく、災害対策本部に報告する。



(a)谷埋め型大規模盛土

(b)腹付け型大規模盛土

図-1 大規模盛土造成地で発生する滑動崩落

宅地地盤全体の被害



(a)のり尻の隆起の事例



(b)のり肩の亀裂の事例



(c)腹付け盛土の崩壊の事例



(d)液状化による側方流動の事例

Part V：その他



- 判定ステッカー
- その他



H16新潟県中越地震の被災宅地相談窓口

判定活動の一日の流れ

(1) 指定場所(実施本部等)へ集合

(2) ミーティング

(3) 各班毎に現地へ移動

(4) 判定活動

(5) 実施本部へ移動

(6) 判定結果のとりまとめ

(7) 判定調整員へ報告

(8) 翌日の判定活動の確認

(9) 解散

外業

内業

1、実施本部集合、2、ミーティング

- ・注意事項
- ・判定地域の説明
- ・資料配付(判定地域までの地図、住宅地図、判定表、ステッカー、説明用リーフレット等)



説明用リーフレット

被災宅地危険度判定を行っています

被災宅地の危険度判定制度

災害対策本部が設置されるように入居可能な地域または入居者によって、宅地が入居可能な状態に維持される場合、関係各府県は被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況や被害の程度に応じて、適切な二次被害を軽減し、被災者の安全を確保することを目指すとしています。

被災宅地危険度判定とは・・・

被災宅地危険度判定士（以下、「判定士」と呼ぶ）は、被災した市町村又は都道府県の依頼により、宅地の二次災害の危険度の判定を行う技術者です。主に土木、建築等の技術者で、一定の専門技術試験・試験を合格し、都道府県が実施する「被災宅地危険度判定士講習会」の受講した後に登録した者です。

判定活動をする場合、登録証を携帯し、「被災宅地危険度判定士」として活動を行います。

判定の基準

宅地判定士を含む2～3人が1組になって、調査範囲に定められた調査の基準により、調査対象となる範囲の地盤について調査状況を調査し、その結果を元に危険度を判定します。その際、危険と認められる範囲には立ち入らないで調査することもあります。



① 被害状況の調査（写真） 全体の被害状況を写真に撮ります。写真の撮影は、被災地の状況を正確に伝えることが目的です。	② 被害状況の調査（写真） 被災地の状況を正確に伝えることが目的です。写真の撮影は、被災地の状況を正確に伝えることが目的です。	③ 被害状況の調査（写真） 被災地の状況を正確に伝えることが目的です。写真の撮影は、被災地の状況を正確に伝えることが目的です。	④ 被害状況の調査（写真） 被災地の状況を正確に伝えることが目的です。写真の撮影は、被災地の状況を正確に伝えることが目的です。
--	---	---	---

被災写真の撮影要領

表2-2 調査における被災写真撮影要領

判定マ-12

1、被写体に関する記事の写し込み(ホワイトボード等)に書き込み)

■必須 : 災害名称、整理番号、撮影年月日・時間、被災地住所

2、撮影範囲等

一つの被写体について、全景写真、局部写真を各1枚以上

3、撮影に当たっての留意事項

■全景写真 : 被害の始点と終点がわかるように。

局部写真との位置関係がわかるように。

■局部写真 : 目立つ建物、構造物等を入れ撮影箇所がわかるように。

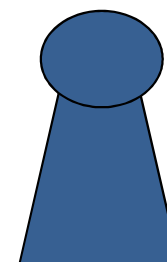
ポール、コンベックス等を利用し、被災対象物の長さ、幅
深さ、移動量等がわかるように。

擁壁などの被災は、破損していない部分を入れて撮影。

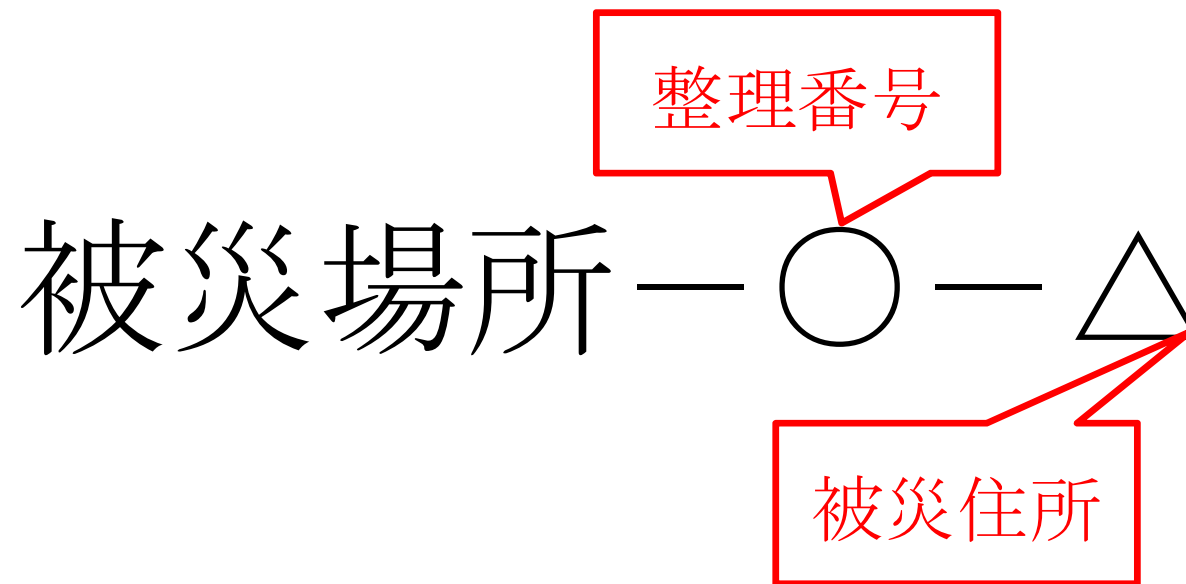
4、写真の整理は、平面図や調査票と対応できるように。

4. 判定活動(役割分担)

役割分担



4. 判定活動(ホワイトボードの記載例)



4.判定活動(写真撮影)



判定結果のステッカー

被災宅地危険度判定結果		被災宅地危険度判定結果		被災宅地危険度判定結果	
危険宅地 UNSAFE		要注意宅地 LIMITED ENTRY		調査済宅地 INSPECTED	
◆ この宅地に入るとは危険です ◆ 立ち入る場合や復旧にあたっては専門家に相談して下さい ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています ◆ この判定は宅地に係るもので、建築物の判定ではありません ◆ この判定は「震災証明」に係る調査ではありません		◆ この宅地に入る場合は十分注意して下さい ◆ 応急的に補強する場合は専門家に相談下さい ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています ◆ この判定は宅地に係るもので、建築物の判定ではありません ◆ この判定は「震災証明」に係る調査ではありません		◆ この宅地の被災度は小さいと考えられます ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています ◆ この判定は宅地に係るもので、建築物の判定ではありません ◆ この判定は「震災証明」に係る調査ではありません	
注記：		注記：		注記：	
調査番号		調査番号		調査番号	
判定日時	年 月 日 午前・午後 時現在	判定日時	年 月 日 午前・午後 時現在	判定日時	年 月 日 午前・午後 時現在
(災害対策本部) 電話 ()		(災害対策本部) 電話 ()		(災害対策本部) 電話 ()	
宅地危険度判定実施本部		宅地危険度判定実施本部		宅地危険度判定実施本部	

判定ステッカーによる現地表示例

手引きー10

被災宅地危険度判定結果	
危険宅地 UNSAFE	
◆ この宅地に入るとは危険です	
◆ 立ち入る場合や復旧にあたっては専門家に相談して下さい	
◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています	
◆ この判定は宅地に係る判定です・建築物の判定ではありません	
◆ この判定は「罹災証明」に係る調査ではありません	
注記：この宅地は法面が滑って崩壊しそうです。	
家の前の庭には大きな亀裂がたくさん入っています。	
この宅地に近づかないでください。	
調査番号	
判定日時	令和2年9月1日 午前 午後 10 時現在
(災害対策本部) 電話 (〇〇)	
〇〇県	宅地危険度判定実施本部 123 - 〇〇〇〇

ステッカーには、以下の内容を簡潔に記入する。

① 何が危険であるか

② 判定日時

③ 宅地危険度判定実施本部の連絡先

④ 無被害の場合は、「簡易記録」として記載を省略してもよい。

図ー3 危険度判定ステッカーの記入例

判定ステッカーによる表示例



判定ステッカーによる現地表示方法

判定士は、調査票による被災宅地危険度判定結果から被災程度に応じたステッカーで現地表示を行う。ステッカー添付する場所は、その宅地に入出入りする人、その宅地の周辺の人が目に付きやすい場所とし、玄関先、塀、擁壁、車庫などにガムテープ、針金など貼り付け、風などで飛ばないようにする。

なお、雨が当たりそうな箇所では、ビニールなどで覆うとよい。

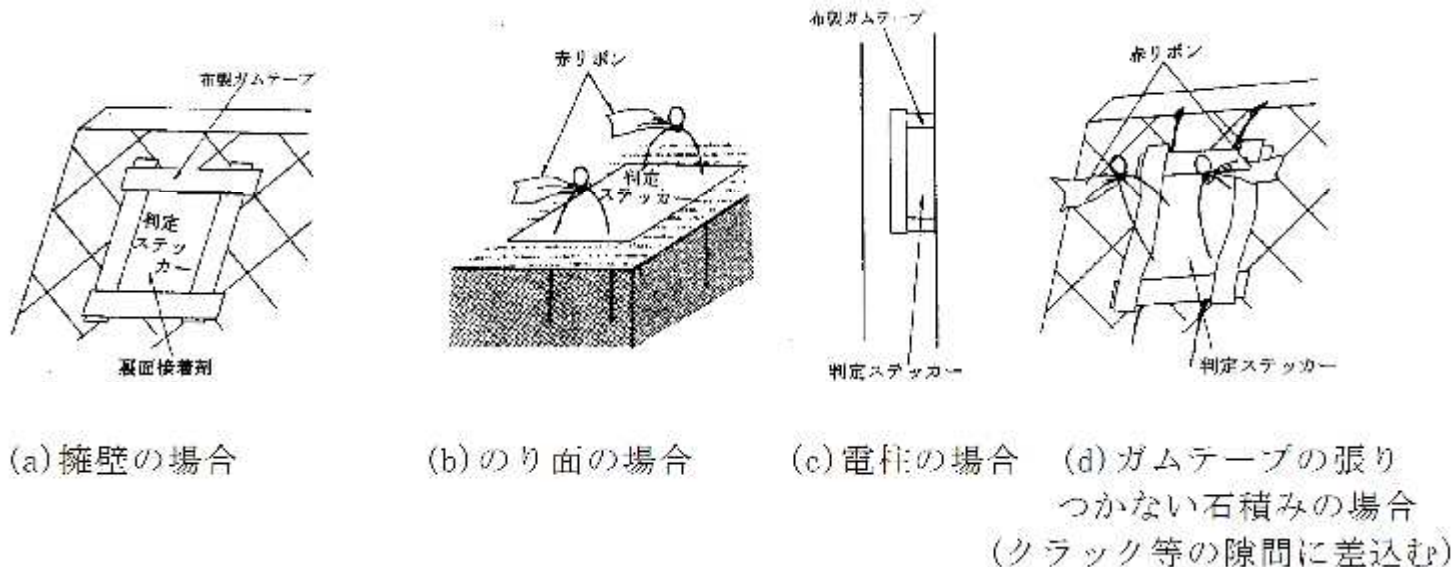


図-4 判定ステッカーによる現地表示方法(例)

6.判定結果のとりまとめ

判定マ－65

- ・判定票のチェック、図面の補足、写真の整理等



7. 判定調整員への報告

■判定票、写真、メモした被災状況図等により説明

- ・判定結果 ・被災の状況 ・周囲の状況
- ・今後予想される危険性(拡大の見込み、緊急度)
- ・応急処置の内容 ・住民の方への説明状況

判定マ－65



ご静聴ありがとうございました

公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会